

# ペンション取引の貸借対照表処理

—現代ドイツ会計制度の諸相—

佐藤博明

## はじめに

周知のように、1970年代以降、リース会計をはじめファクタリング、ペンション取引、さらにはヘッジ取引や金融先物取引など、かつてみられない新しい型の取引と会計実務が国際的な規模と広がりをもって相次いで登場し、これらが競い合って現代会計の相貌を多様かつ複雑なものにしている。しかも、これら新しい型の取引と会計実務にあっては、いずれも多分に論理上の仮説をその存立の前提としている点を特徴としている。例えば、リース会計の場合では、経済的帰属・所有を論理上のテコとした擬制上の資産・負債の貸借対照表への両建計上であり、また金融先物取引での想定元本なる財産概念がそれである。ドイツの場合では、これら現代の新しい会計実務を支える基底的な論理として働くのが、いわゆる経済的観察法である。経済的観察法は、元来、税法上のものであるが、今日、商法会計においても、取引事象の貸借対照表上の認識・計上規準として、その経済的・実質的帰属関係が法的・形式的所有関係に優先さるべき論理として働いている。

本稿で取り上げるペンション取引をはじめ、現代会計を特徴づける一連の新しい取引形態は、従来、制度的には未履行取引として会計上、その認識・計上が禁じられていたものであるが、それらが今日、制度上、いかに

合法化され、いかに論理づけられているのかである。

ドイツの場合、ペンジオン取引に関する会計規準は、E C銀行貸借対照表指令（1986年12月）第12条の規定（ペンジオン取引）を、商法典・第三編第4章信用機関に関する補完規定の第340b条（銀行貸借対照表指令法・BaBiRiLiG）として国内法に転換し、これを1990年11月30日に公布した上で、1991年1月1日付けをもって発効せしめ、あわせて1992年2月15日の信用機関の会計に関する命令（RechKredV）の制定をまって、原則として1992年12月31日以降に始まる事業年度から適用されるものとした。

以下、本稿では、現代会計実務の一典型たるペンジオン取引会計のドイツにおける制度化とそこに表れた論理を跡づけ、その会計的意味を明らかにしようというものである。

## 1. ペンジオン取引の概念と形成

ペンジオン取引（Pensionsgeschäfte）<sup>1)</sup>なる概念は、元来、信用経済に由来するものであるが、一般に次のように定義づけられている。すなわち、

---

1) Pensionsgeschäfte の邦語訳としては、必ずしも定着した訳語がないようにみえる。

例えば、後藤紀一・Matthias Voth 著の『ドイツ金融法辞典』（1993年信山社）では、これを〈現先取引〉と訳出した上で、「Pensionsgeschäfte とは、手形その他の有価証券の所有者が一定期間内に、一定の価格で買い戻す特約のもとに売買する取引をいう。売主（Pensionsgeber）にとっては、譲渡した有価証券が担保と同様の機能を果たす。」（同書236ページ）と定義づけている。同様に、川口八洲雄教授も著書『会計と取引の形成過程』（1996年森山書店）において、これに〈現先取引〉という訳語をあて、ドイツにおける制度化の状況について論じている（同書第3～5章）。しかし、他方では、〈ペンジオン（買戻条件付債券）取引〉（木下勝一『会計規準の形成』1990年森山書店21ページほか）や〈ペンジオン取引〉（石原肇『現代会計情報論』（1993年森山書店第8章263ページ以下）、同（鈴木義夫『現代ドイツ会计学』1994年森山書店第8章第5節248ページ以下）などの訳出もみられ、これにあてられている訳語は今のところ区々である。

本稿では一応、これを〈ペンジオン取引〉と表記しておく。

「ペンション取引は、ある者（ペンション提供者）が彼に属する経済財を、次のような条件で、他のある者（ペンション取得者）に有償で譲渡する時に問題になる。その条件とは、ペンション取得者が、その保有する経済財を、あらかじめ定められた時点もしくは後日定められた時点で、対価の払戻しもしくはあらかじめ約定された払戻額と引き換えに返還することがそれである<sup>2)</sup>としている。そしてE C銀行貸借対照表指令第12条1項では、ペンション取引を、「同じ財産対象物が後日、ある約定した価格で、ペンション提供者に返還されることが約定されている限りで、信用機関もしくはある顧客（ペンション提供者）によって、自己の財産対象物（例えば、手形、債券または有価証券）を、他の信用機関もしくはある顧客（ペンション取得者）に譲渡する取引である。」と定義している。

ドイツ商法典では、これを国内法に転換して次のように規定している。すなわち、「ペンション取引とは、ある信用機関もしくはある信用機関の顧客（ペンション提供者）が、彼に帰属する財産対象物を、他のある信用機関もしくはその顧客（ペンション取得者）に、ある金額の支払いと引き換えに譲渡し、それと同時に後日、この受け取った金額もしくはあらかじめ約定されたこれと異なるある金額の返済と引き換えに、その財産対象物をペンション提供者に返還しなければならないか、もしくは返還しうることを約定した契約である」（第340b条1項）。ここから、ペンション取引は、民法上は買戻し条件付きの売却として特徴づけられ、従って、基本的にそれは、特定の資産を現金で売却し、かつそれと同一もしくは同種の資産を契約締結時に、すでに定められた価格で一定の期日に買い戻すことと全く同じことを意味している<sup>3)</sup>。このように、ペンション取引は、端的には、ある対象物に対する所有権が、ある限られた期間にわたって他の者に引渡さ

---

2) *M. Hinz*, Bilanzierung von Pensionsgeschäften, in : Betriebs-Berater Heft 17 1991, S. 1153.

3) *G. Waschbusch*, Die Rechnungslegung der Kreditinstitute bei Pensionsgeschäften, in : Betriebs-Berater Heft 3 1993, S. 172.

れる場合の法律行為 (Rechtsgeschäfte) と解され<sup>4)</sup>、その法的性格は、文献では「売買契約説」(Kaufvertragstheorie)としても、また「消費貸借説」(Darlehensvertragstheorie)としても主張されているが<sup>5)</sup>、その経済的内容からすれば、ペンジオン対象物の担保形式での譲渡による信用供与とはとんど同じもの<sup>6)</sup>、とみなされる。

さて、ドイツ商法典第340b条1項に表れたペンジオン取引の定義をどう解するのか。その点、H. Graf von Treuberg/P. Scharpfは、第1項の規定の文言に即して、これに次のような評釈を試みている<sup>7)</sup>。

①ペンジオン提供者とペンジオン取得者 (Pensionsgeber und -nehmer)

EC銀行貸借対照表指令では、ペンジオン提供者としてはもっぱら信用機関のみを指していたが、商法典第340b条1項では、信用機関もまたある信用機関の顧客もペンジオン提供者またはペンジオン取得者になることを明確に示した。従って、ペンジオン取引は、信用機関とその顧客の間だけではなく、銀行以外のものの間でも行なわれうることになる。

②ペンジオン提供者の所有物としての財産対象物 (Vermögensgegenstände)

EC指令では、財産対象物の帰属関係は明確にされていないが、商法典の規定では、ペンジオン取引は、ペンジオン提供者が“彼に帰属する財産対象物”をペンジオン取得者に譲渡する時に存在するものとしている。それは、真性ペンジオン取引の貸借対照表処理について定めた同条第4項1文(後述)において、財産対象物は、ペンジオン提供者の貸借

---

4) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, Pensionsgeschäfte und deren Behandlung im Jahresabschluß von Kapitalgesellschaften nach § 340b HGB, in: Der Betrieb, Heft 24 1991, S. 1233.

5) H. Birck/H. Meyer, Die Bankbilanz, 3. Aufl., Wiesbaden 1991, S. 455.

6) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, a. a. O., S. 1233.

7) Ebenda, S. 1234~1235.

対照表に“引き続き表示されなければならない”としていることからしても、ペンション対象物は、ペンション取得者への引渡し以前は法的にも経済的にもペンション提供者に帰属すべきははずのものである。

なお、ここでの財産対象物としては、有価証券や貸付債権、さらには手形、国債、株式その他の財産対象物が相当する。

### ③ 支払いと反対給付としての払戻し (Zahlungen und Rückzahlungen)

規定では、財産対象物は“ある金額の支払いと引換えに”ペンション取得者に引き渡され、後日“受取った金額もしくはそれと異なる金額の返済と引換えに”ペンション提供者に返還されなければならないか、または返還されうるとなっている。その点は、貸借対照表指令法発効(1991年1月1日)以前の、連邦金融制度監督局 (BAK) 貸借対照表準則での“そこで支払いおよび返済がなされるべき取引だけ”がペンション取引とみなされていることと、法状態は同じである。肝心なことは、対価として支払いおよび払戻しが約定された時にのみペンション取引が存在するという点である。

### ④ あらかじめ約定された引取価格 (Rücknahmepreis)

ペンション取引の存在についての前提は、契約上、いかなる引取価格で(受取った価格かそれとも約定されたそれと異なる価格か)、期日到来日の買戻しが行なわれるかがすでに確定していることである。従って、対象物が返還の時点で無価値になった場合でも、その引取価格で支払われなければならない。それは、価値変動がもつばらペンション提供者の側に有利にかあるいは不利にか働くことを意味している。他方、ペンション取得者は、もつばらペンション提供者が対象物の引取義務を履行しないことによる、支払能力リスク (Bonitätsrisiko) をこうむることになる。

### ⑤ 引渡された財産対象物の引取り (Rücknahme)

“財産対象物は後日、返還されなければならない”とする規定は、引渡された財産対象物か、あるいは場合によっては、それと異なる財産対

象物を返還すべきものという趣旨に解することができる。この点は、EC銀行貸借対照表指令第12条では、“同一の財産対象物が後日、返還される”ことを想定していたにもかかわらず、商法典はそれほど厳密には解釈さるべきではないとする立場である。すなわち、必ずしも引渡されたものと同一の財産対象物ではなくても、同じ種類の代替可能な財産対象物での返還も許されるとする約定も可能だということである。つまり、ペンション提供者にとっては、買戻しによって、前と同じ証書番号の有価証券か、それとも前とは異なる証書番号をもった有価証券を受取るかは、経済的には何ら違いがないからである。

#### ⑥ ペンション提供者の引取義務 (Rücknahmepflicht)

規定では、“ペンション提供者に返還されなければならないか、もしくは返還されうる”としている。この規定からはまず、約定に従って、ペンション提供者の引取義務が所与のものであり、第三者に対する譲渡はもはや、ペンション取引ではないということである。このペンション提供者の引取義務は、ペンション取得者が財産対象物の引取りを要求する権利とも対応している (非真性ペンション取引)。

Birck/Meyer は、BAK 準則と同様、ペンション取引はペンション提供者が引取りを義務づけられている場合にのみ存在するということから出発している。

#### ⑦ ペンション取得者による返還 (Rückgabe)

BAK 準則と同様、第340b条1項では、第2項および3項とともに、ペンション対象物はペンション取得者によってペンション提供者に返還されることから出発している。

#### ⑧ ペンション取得者の返還義務ないし返還権と返還期限の確定 (Rückgabepflicht bzw. Rückgaberecht und Rückgabetermin)

ペンション取得者が財産対象物をペンション提供者に返還することが義務であるか、それとも単に権利であるかによって、ペンション取引は真性もしくは非真性のいずれかに分けられる。

ペンションに付される財産対象物の返還時期は、契約締結の際にあらかじめ定めておくことも、また契約締結後にはじめて定めることもできる。

上のように解される、商法典第340b条1項でのペンション取引の定義を受けて、第2項および第3項ではペンション取引を、真正ペンション取引 (echtes Pensionsgeschäft) と非真正ペンション取引 (unechtes Pensionsgeschäft) とに区分する規定をかかげ、つづく第4項では真正ペンション取引の場合の貸借対照表への計上と評価を、また第5項では非真正ペンション取引の場合のそれを規定し、最後の第6項では、それ自体、直物売却取引と未決の先物取引とが一体となっているペンション取引を、これと混同されるおそれのある他の取引、すなわち為替先物取引、証券先物取引や短期自己債券の発行などと区別する旨の規定をかかげている。

## 2. ペンション取引の形態

### —真性ペンション取引と非真性ペンション取引—

ドイツ商法典は、E C銀行貸借対照表指令第12条4項を転換して、第340b条2,3項において、真性ペンション取引と非真性ペンション取引について、それぞれ次のように規定している。すなわち、「ペンション取得者が財産対象物を一定の時点もしくはペンション提供者によって定められた時点で、返還する義務を負うとき、真性ペンション取引が問題になる」(第2項)のであり、また「ペンション取得者が財産対象物をあらかじめ定められた時点もしくは後で彼によって定められた時点で、返還する権利だけを有するとき、非真性ペンション取引が問題になる」(第3項)というものである。

上の規定から、「要するに、立法者は、ペンション取得者がペンションに差し入れられた財産価値物をペンション提供者に返還することが義務づけられているのか、あるいはそれを返還するかそれとも最終的に、引取って

自らの財産にするかが、ペンジオン取得者の自由な選択に委ねられているので、真性ペンジオン取引と非真性ペンジオン取引とを区別している」<sup>8)</sup>ことが知られる。

真性ペンジオン取引は、経済的には、ペンジオン提供者があたかもペンジオン取得者から金を借りるか、あるいは担保のために財産対象物を譲渡したと同じ状態であり、しかも買戻しの際の財産対象物の価値のいかに拘らず、あらかじめ定められた買戻し価格で支払う義務を負っているため、ペンジオン提供者は依然として、ペンジオン契約の期間中も、支払い能力リスクを負わなければならない<sup>9)</sup>。この点を敷衍して、M. Hinz は、「真性ペンジオン取引の場合、ペンジオン取得者は、その利用期間の間、ペンジオン財の利用権も法的所有権も手に入れる。それに対して、ペンジオン提供者は、利用期間が終了してはじめて、譲渡したペンジオン財か、もしくは同じ種類のペンジオン財に対する返還請求権をもつのである。従って、ペンジオン提供者は、“経済財に対する影響力をもっている間”ペンジオン取得者を法的にも経済的にも排除しうる。ペンジオン財に関わる価値低下のリスクと価値上昇のチャンスは、まったくペンジオン提供者の側にある」<sup>10)</sup>とされる。

これに対して、非真性ペンジオン取引の場合、ペンジオン財の価値低下のリスクだけがペンジオン提供者の側にある。というのは、ペンジオン取得者は、価値低下の場合にのみその返還権を行使し、反対に価値上昇時には返還を思い止まるからである。従って、非真性ペンジオン取引にあっては、ペンジオン財に関わる法的所有権も経済的所有権もペンジオン取得者に属することになる<sup>11)</sup>。

いま、商法典第340b 条 1～3 項に表れた定義に従って、ペンジオン取引

---

8) G. Waschbusch, a. a. O., S. 172.

9) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, a. a. O., S. 1235.

10) M. Hinz, a. a. O., S. 1153.

11) 12) Ebenda, S. 1154.



のメルクマールを示せば、第1表のようである。

第1表 ペンション取引のメルクマール

	真性ペンション取引	非真性ペンション取引
ペンション取得者にとっての返還の義務もしくは権利	無条件の返還義務	自己決定可能な返還権
ペンション提供者にとっての引取義務	無条件の引取義務	条件付き引取義務 (他者によって決定)
返還の時点	(a)契約締結時にすでに約定可能	
	(b)ペンション提供者によっても決定される	(b)ペンション取得者によっても決定される
反対給付の種類	支払い手段 (交換ではなく)	
反対給付の金額	契約締結時に約定可能	
返還時の財産価値物の種類	(a)同一物	
	(b)同一種類	
契約当事者		
—ペンション提供者	(a)銀行；(b)銀行以外	
—ペンション取得者	(a)銀行；(b)銀行以外	

G. Waschbusch, Die Rechnungslegung der Kreditinstitute bei Pensionsgeschäften, in : Betriebs-Berater Heft 3 1993, S. 173.

要するに、真性ペンション取引にとってのメルクマールは、ペンション提供者がある返還時点もしくは後で返還時点を定めるが、ペンション取得者は約定に基づいて、財産対象物の返還義務（従って、ペンション提供者の側の無条件の引取義務）を負うところであり、他方、非真性ペンション取引にあっては、ペンション取得者がある返還時点もしくは後で返還時点を定め、財産対象物の返還についてはペンション取得者がみずから決定しうる権利（従って、ペンション提供者に対して財産対象物の引取りを求める権利）を有するところにある。

### 3. ペンション対象物の帰属と貸借対照表処理

ところで、ペンション取引を貸借対照表上いかに処理するかは、ペンジ

オン対象物の帰属関係をいかに捉えるかにかかっている。M. Hinz は、この点、次のように述べている。すなわち、「非真性ペンジオン取引の場合、商法上も税法上も、経済的帰属性の問題およびそれによる貸借対照表処理問題については議論の余地はない。すなわち、この場合、ペンジオン対象物は、法的所有者であり、かつ経済的所有者でもあるペンジオン取得者に帰属し、そしてその貸借対照表に表示さるべきことでは見解が一致している。商法と税法との間に生じている違いは、真性ペンジオン取引の帰属性に關してのみである」<sup>12)</sup>と。

#### a) 税務判決

ペンジオン対象物の帰属をめぐることは、20年来、さまざまな税務判決等を通じて論議されてきた。なかでも、とりわけ、1969年10月10日および73年12月12日の同文の各州布告 (Ländererlasse)、81年5月26日の連邦財政裁判所第4法廷の判決、82年11月29日の同大法廷審決、さらには83年11月23日の同第1法廷の判決が注目される。同様に、州レベルの財政裁判所のものとしては、バーデン-ヴュルテンベルク財政裁判所判決 (1970年9月3日)、ヘッセン財政裁判所判決 (75年5月13日)、そしてベルリン財政裁判所の判決 (85年4月17日) などのそれがある。ただ、これら一連の布告および判決<sup>13)</sup>では、主としてペンジオン対象物からの収益が誰に帰属すべきかについての判断は示したものの、その貸借対照表処理のあり方については必ずしも明確にはされていない。

例えば、1969年10月の各州布告では、「税務上では、収益は、財産対象物が帰属せしめられている側で捉えるべきであり、真性ペンジオン取引の場合、財産対象物とその収益は、法形式上の契約内容とは別に経済的觀察法に従って、一般にペンジオン提供者に帰属すべきである」としている。ま

---

13) 各州布告や連邦財政裁判所および州財政裁判所判決については、M. Hinz, a. a. O., S. 1154~1155. H. Birck/H. Meyer, a. a. O., S. 451~454.

た82年11月の連邦財政裁判所大法廷は、ペンション対象物の経済的所有権が誰に帰属し、従ってそれを誰が貸借対照表に表示すべきかにかかわりなく、ペンション対象物からの収益はペンション取得者に帰すべきものと判示した。この場合の経済的所有権とは、ペンション期間中、ペンション対象物を自由に処分でき、従ってそれを売却することも質入れることもできることを指すが、ヘッセン財政裁判所は、その立場から「ペンションで取得した証券の経済的所有権がペンション取得者の側にある場合は、そこからの利子もペンション取得者に帰属する」と判じた。この判断は、「有価証券とその収益はペンション提供者に帰属する」とした、70年9月のバーデン＝ヴュルテンベルク財政裁判所の判決と対立するものであるが、それとは別に、「連邦財政裁判所第4法廷は、誰が有価証券を貸借対照表に表示しなければならないのか、また非課税の有価証券のペンション取得者は所得税法第3a条による免税措置を利用できるかどうかの問題を連邦財政裁判所大法廷に提訴した。これを受けて、大法廷は、非課税の有価証券収益について、具体的な形成可能性の濫用がない限り、収益税の上では、民法上の法状態に応じて、ペンション取得者が所得税法第3a条による免税措置を利用できるものと決定した(82年11月29日判決)」<sup>14)</sup>。この場合の「民法上の法状態に応じて」とは、民法上の所有者としてのペンション取得者の意味に他ならない。かくして、大法廷の見解は、ペンション取引がもっぱら担保目的に利用されるのでない限り、経済的所有権はペンション取得者の側にあるとする考えに傾いているといえる。その後、連邦財政裁判所第1法廷は、真性ペンション取引をめぐる営業税に関わる訴訟事件の中で、担保目的での債権譲渡の場合の帰属問題について判示する機会をもったが、そこでは抵当債務者から支払われた利子はペンション提供者の側で収益として計上すべきこととしながらも、担保債権そのものの帰属については明確な判断を示さなかった(1983年11月23日判決)。

---

14) H. Birck/H. Meyer, a. a. O., S. 452~453.

ここに至って、財政裁判所は、取引の形式的形態 (formale Gestaltung) と経済的実質 (wirtschaftlicher Gehalt) のいずれを優先させるべきかの判断を迫られ、ついにベルリン財政裁判所は、1985年4月17日の判決で経済的観察法を優先させることを判示したのである。

H. Birck/H. Meyer は、これら一連の税務判決を総括して次のように述べている<sup>15)</sup>。

—非真性ペンション取引の場合、財産対象物とそこからの収益はつねにペンション取得者に帰属せしめなければならない。

—真性ペンション取引の場合、①ペンション対象物がペンション提供者とペンション取得者のいずれに帰属すべきかは決定されていない、②ペンション対象物からの収益は民法上の所有者としてのペンション取得者に帰属せしめなければならない。

—その取引がもつばら担保的性格をもっている場合、ペンション対象物とそこからの収益はペンション提供者に帰属せしめなければならない。

#### b) 商法上の貸借対照表処理

M. Hinz がいうように、ペンション対象物の帰属とその貸借対照表上での処理をめぐる、商法と税法との間での見解の違いは真性ペンション取引の場合で生じている。

商法上の文献では、いまやペンション対象物に対する“事実上の支配” (tatsächliche Herrschaft) が帰属性の基準とされているが、真性ペンション取引の場合、それはペンション提供者の側にあり、かつ彼はいつでもペンション対象物を取り戻せる状態にあるので、その経済的所有権 (wirtschaftliche Eigentum) はペンション提供者に属しているとされている。この点、H. Birck/H. Meyer によれば次のようである。「真性ペンション取

---

15) Ebenda, S. 454.

引について、その貸借対照表処理は、民法上の形式に従ってではなく、経済的実質 (wirtschaftlicher Gehalt) に従って行なわれる」<sup>16)</sup>。ここでの経済的実質とは、第一義的にペンション対象物に対する返還請求権もしくは引取義務と価値変動リスクのそれである。すなわち、「真性ペンション取引の場合、ペンション提供者は、ペンション期間の終了時に、ペンション取得者に対する返還請求権を持っていることはもちろん、価値上昇のチャンスも価値低下のリスクも彼に帰せられるので、ペンション対象物は引き続きペンション提供者の側の貸借対照表に表示される」<sup>17)</sup>のである。

さて、商法典第340b条における貸借対照表処理規準は、まず真性ペンション取引について次のようである。すなわち、「真性ペンション取引の場合には、譲渡された財産対象物はペンション提供者の貸借対照表において引き続き表示しなければならない」(第340b条4項1文)。この規定に表れた立法者の見解は、真性ペンション取引の場合、ペンション対象物の民法上の帰属とその経済的帰属は切り離され、あたかもペンション提供者が借入れに対する担保としてペンション取得者に財産対象物を差し入れたかのように、あるいは「譲渡」そのものがなかったかのように、もっぱら経済的実質に従って、法的所有権のないペンション提供者の貸借対照表にそのまま表示されるということである。こうして、ペンション提供者の貸借対照表に引き続き資産として表示される財産対象物は、「あたかもペンション取

---

16) Ebenda, S. 459.

17) *M. Hinz*, a. a. O., S. 1154.

同様のことを *G. Waschbusch* は「真性のペンションに付された財産対象物の場合、ペンション提供者は、たしかに民法上の観点からすれば、ペンション取引の期間中はペンション対象物の所有者ではない。しかし、ペンション提供者はその無条件の引取義務によって、ペンションに差し入れられている期間中も、譲渡した資産からのチャンスとリスクを負う」(*G. Waschbusch*, a. a. O., S. 174.) として、財産対象物の法形式上の内容よりも経済的実質を優先して、貸借対照表上の表示を行なうべきことを説いている。

引が締結されなかったかのごとく評価されなければならない」<sup>18)</sup>のである。つづいて規定では、「ペンション提供者は、譲渡と引換えに受取った金額で、ペンション取得者に対する債務を表示しなければならない」(同2文)としている。それは、ペンション期間終了後、ペンション対象物の引取りと引換えに、ペンション提供者は譲渡の際に受取った金額の返還義務を負っていることを意味しているが、その場合、返済期間が1年以内の債務の金額は、第268条5項に従って貸借対照表に注記しなければならない。このように、第1文および第2文からすれば、真性ペンション取引の場合、そこにあるのは売買取引ではなく、あたかも財産対象物を担保にした金銭貸借取引であるかのごとく論理づけられているのである。

また、約定された返還価格が財産対象物の引渡しの際に支払われた金額より高いかあるいは低い場合、その差額はペンション対象物の期間にわたって配分されなければならない(同3文)。この第3文の規定は、これまで文献で主張されてきた見解が、いまや法律の中に法典化されたものであり、「その差額は、経済的には追加の利払いもしくは名目利子の引下げとしての意味で、いわば収益の微調整に役立つ」<sup>19)</sup>ものと解される。つまり、差額の配分としてなされるこの金額は、貸借対照表の消極側に表示されている債務に対する利子費用をその分だけ上昇または減少させることになるのである。つづいて第4項では、ペンション提供者は、財産対象物の簿価を附属説明書に記載しなければならない(同4文)、ことを定めている。こうした附属説明書での記載の義務づけは、年度決算書の読者に、ペンション提供者の貸借対照表に掲げられている積極側の一部がペンションに差し入れられており、一定期間、民法上の所有権が彼の下にはないことを認識させることができる。

第340b条4項ではさらに、真性ペンション取引の場合、「ペンション取得

---

18) H. Birck/H. Meyer, a. a. O., S. 461.

19) 20) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, a. a. O., S. 1237.

者は、ベンジオンで引渡された財産対象物を自己の貸借対照表に表示してはならず、そして譲渡と引換えに支払った金額で、ベンジオン提供者に対する債権を自己の貸借対照表に表示しなければならない」（同5文）ことを定めている。この場合、ベンジオン取得者の貸借対照表では、何ら財産対象物の取得はなく、あたかも金銭の貸付けが行なわれたかのように、ベンジオン提供者の側での「債務」に対応する形で、「債権」のみが計上されるのである。ここでは、返済期間が1年を超える債権の額は、第268条4項に従って注記しなければならない。また、約定された返還額が購入価格より高いかあるいは低い場合、その差額はベンジオン取引の期間にわたって配分されなければならない（同6文）。ベンジオンで取得した財産対象物からの収益は、ベンジオン取得者の側ではベンジオン提供者に対する債権からの利子収益を意味し、従ってベンジオン期間にわたって配分された差額は、その分だけ収益を増加または減少させることになる<sup>20)</sup>。

ついで、商法典第340b条は、第5項で非真性ベンジオン取引について次のように定めている。すなわち、「非真性ベンジオン取引の場合には、財産対象物はベンジオン提供者の貸借対照表においてではなく、ベンジオン取得者の貸借対照表において表示しなければならない。ベンジオン提供者は、返還の際の約定金額を貸借対照表の欄外に記載しなければならない」。この規定では、非真性ベンジオン取引は、その法形式上の構成内容からこれを売却および購入とみなされ、そこからベンジオン取得者は、ベンジオン対象物の法律上の所有者であるだけでなく、取得した財産価値に対する自由な処分権限をよりどころに、その経済的所有者ともみなされる。つまり、非真性ベンジオン取引の場合は、真性ベンジオン取引とは異なり、ベンジオン対象物の民法上の帰属と経済的帰属とは一致しているのである<sup>21)</sup>。こうして、非真性ベンジオン取引にあっては、ベンジオン対象物は、法律的にも経済的にもベンジオン取得者に帰属することになるので、ベンジオン

---

21) G. Waschbusch, a. a. O., S. 176.

提供者の貸借対照表からとり除かれ、ペンション取得者の貸借対照表においてその取得原価（引渡価格）で積極項目のもとに、債券またはその他の確定利付有価証券として表示されなければならない。

ただ、この場合、ペンション提供者にとって、ペンション対象物の売渡価格がその簿価を上回った場合、その差額を利益の実現とみなしうるかどうか、またその買戻しの際に支払った価格を新しい取得原価とみなすことができるのかが問題になる<sup>22)</sup>。この問題について、ドイツ経済監査士協会・銀行専門委員会は、次の理由でペンション取引の場合での、取得原価を超える利益の実現はありえないとして、これを否認している。

「ペンション取得者は、売却者に引取義務があることにより、リスクを負うことなしに、基本的には極めて高い価格をも受け入れることができるので、ペンション協定との関連で確定された価格は、市場を通じてなされた財産価値の具体化とはみなされない。」

(BFA-Stellungnahme 2/1982, WPg. 1982 S. 548.)

これに関して、H. Birck/H. Meyer は、利益の実現はまずありえず、仮にありうるとしてもペンション差入れ日の最低価格までが許されるだけなので、合意された買入価格に対して、例えば外見上取り崩される秘密積立金に相当する額で、未履行の引取義務に対する引当金を対応させることが必要であるとしている<sup>23)</sup>。すなわち、この引当金の設定によって、契約上合意された買入価格がペンション対象物の帳簿価値もしくは最低価値を超えて設定されたことによる秘密積立金の実現は、中和化されるというものである。

また、ペンション提供者は、その在高からとり除いたペンション対象物に代わって、その引取義務 (Rücknahmeverpflichtung) を買戻しの際の約定金額をもって、貸借対照表の欄外に「信用リスク」なる内訳項目で表示

---

22) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, a. a. O., S. 1237.

23) H. Birck/H. Meyer, a. a. O., S. 464.



しなければならない。非真性ペンション取引にあつては、ペンション対象物の価値上昇のチャンスはペンション取得者の側にあり、逆に価値低下のリスクはもっぱらペンション提供者の側に残ることになる。なぜなら、ペンション取得者は、彼の許にあるペンション対象物の返還権(Rückgaberecht)を、その返還時点での時価が予め約定された返還価格を下回った時にのみ行使するからである。こうして、ペンション取得者は、ペンションで取得した財産対象物について、所有権に伴う価値低下のリスクから解放されるのである<sup>24)</sup>。この意味で、ペンション取得者の返還権は、ペンション提供者の引取義務と同様、未決取引を表しているといふことができる。

非真性ペンション取引の場合、ペンション提供者は、その引取義務のゆえに蒙りうる価値変動リスクのために、決算日でのペンション対象物の時価の変動に絶えず注意を払わなければならない。そこで、ペンション提供者は「決算日での時価が、予め約定した引取価格を下回っており、また返還時にペンション対象物をより低い時価で取り戻すに十分な未履行の引取義務に対する偶発引当金(eventuell vorhandene Rückstellung für schwebende Rücknahmeverpflichtung)がない場合、商法典第249条1項1文にしたがい、その差額に相当する金額で、成果減少的に未決取引から発生するおそれのある損失に対する引当金(Rückstellung für drohende Verluste aus schwebenden Geschäfte)を設定しなければならない」<sup>25)</sup>。こうして、ペンション提供者は、返還時点での財産対象物の実際上の価値のいかに拘らず、その引取価格を支払わなければならないことによる価値減少リスクに備えて、慎重原則に従って認識可能な損失を成果作用的に見越計上することができるのである<sup>26)</sup>。ただし、ペンション取得者が返還権

---

24) G. Waschbusch, a. a. O., S. 177.

25) Ebenda, S. 177~178.

26) 27) Ebenda, S. 178.

を行使せず、ペンション対象物の返還を断念した時は、ペンション提供者は引当金を成果作用的に取り崩さなければならない。

他方、ペンション取得者の側では、その貸借対照表に引渡価格で借記されたペンション対象物を厳格な低価主義で評価しなければならない<sup>27)</sup>。それは、非真性ペンション取引によって取得した財産対象物の場合、殆どが短期の取得目的であるため、流動資産に属するからである。また、取得価格と返還価格との間に差がある場合、その差額は真性ペンション取引の場合と同様、ペンション期間にわたって成果作用的に配分することによって、いわば収益調整的 (Ertragsregulativ) に処理されなければならない<sup>28)</sup>。

以上の考察から、商法典第340b条の制定によって、とくに真性ペンション取引の場合で明確なように、結局、商法と税法との間の相異なる貸借対照表処理については何ひとつ変わっていないことが知られる。従って、「商法典第340b条の意味での商事貸借対照表と税務貸借対照表における一致した貸借対照表処理は、今後、商法典第340b条がGoBの性格をもつ場合にのみ期待できる」<sup>29)</sup>。すなわち、商法典第340b条がGoBとみなされた時、所得税法第5条1項の基準性原則を通じて、それが税務上の利益測定に拘束的に働くことによって、ペンション取引の税務貸借対照表上の処理が変更されることになるのである。かくして、商法典第340b条が今後、GoBの解釈論理の新たな展開を促す契機になることは疑いをいれない。

#### 4. 年度決算書政策上の利用可能性

商法典第340b条は、法体系上、第三編第4章において「信用機関に関する補完規定」として掲げられていることから、その直接の法的拘束力は確

---

28) H. Graf von Treuberg/P. Scharpf, a. a. O., S. 1238.

29) M. Hinz, a. a. O., S. 1156.

かに、信用機関に対してだけ及ぶかのようなものである。しかし、商法上の多くの文献では、商法典第340b条は、1991年1月1日以降、商法典に従うべきすべての貸借対照表作成者に対して、真性および非真性のペンション取引を商法上の貸借対照表において、今後、いかに表示すべきかについて拘束的に規定したものと解されている<sup>30)</sup>。確かに、この規定の適用範囲の問題については最終的には決着がついていないとしても、「ペンション取引の貸借対照表処理について、法律上、他の規定がないので、銀行のために定めたこの規定が、一般的GoBとして銀行以外のものによっても顧慮されなければならないとする考えは容易に推測できる」<sup>31)</sup>。

今日、広く普及しているペンション取引は、そもそもいかなる目的で行なわれているのか。M. Hinzは、その目的は多様だとし、次の点を理由としてあげている<sup>32)</sup>。

- (1)ペンション財は、ペンション取得者にとって彼が供与した信用に対する保証として役立つ
- (2)ペンション取引は、ペンション提供者の側での秘密積立金の実現に役立つ
- (3)一定の期間、ペンション取得者にペンション財からの収益がもたらされる
- (4)ペンション取引は、ペンション提供者の貸借対照表における流動性表示を改善する
- (5)ペンション取引は、純税務上の考量に役立つ
- (6)ペンション取引は、ペンション提供者の貸借対照表における資本構成の表示を改善する

---

30) Ebenda, S. 1155. 同様のことは、*H. Graf von Treuberg/P. Scharpf*, a. a. O., S. 1233. でも指摘。

31) *J. Krumnow/W. SpriBler* u. a., *Rechnungslegung der Kreditinstitute*, Stuttgart 1994, S. 77.

32) *M. Hinz*, a. a. O., S. 1154.

(7)ペンション取引は、経済財からの収益と反対給付の利子収入との間の利回りの差を利用するために行なわれる

M. Hinz によれば、上の(2)から(7)までは年度決算書政策的性格を持ったものであり、従ってそれらは、商法上の年度決算書および税務貸借対照表の企業目的指向的な形成のために利用されうるものである。それはいわば、「商法上の年度決算書政策の中に密かに組み込むことができる行動変数 (Aktionsparameter) ]<sup>33)</sup>に他ならないとみる。

例えば、ペンション提供者の側では、ペンション取引を利用して流動性を改善したり、とくにペンション対象物が固定資産である場合は、財務上の保証度を強化することができ、また、財産対象物が取得原価を超えてペンションに差し入れられた場合は、ペンション提供者の側で売却益が実現し、それによって年度収益が積極的に改善されることになる、などである。

ペンション取引の利用を通じた決算政策的効果については、G. Waschbusch の場合も積極的な言及がみられる。すなわち、「ペンション取引の貸借対照表処理上の性質は、商法上の年度決算書において表示さるべき財産、財務および収益状態の意図的な変更のための多様な可能性を、ペンション取得者に対してよりペンション提供者の方により多く開いているところにある」<sup>34)</sup>とみる。例えば、非真性ペンション取引の場合、次のような形でペンション提供者の政策的意図をそそののに役立つという。すなわち、貸借対照表上の数値と結びつく、金融制度法 (KWG) にもとづく銀行監督の営業・リスク制限規準を部分的に免れることを可能にしたり、あるいは貸借対照表上の財務データ (預金や債券など) にもとづいて算定される支払準備額を抑えたりすることである。G. Waschbusch は、こうしたペンション取引の決算政策的な利用可能性を次のように概括している。(第 2 表)

---

33) Ebenda, S. 1156.

34) G. Waschbusch, a. a. O., S. 179.

第2表 ペンション取引の年度決算書政策上の利用可能性

<p>I. 真性ペンション取引</p> <p>1. ペンション提供者の観点から：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貸借対照表金額の増加 (反対給付のための特定の決済勘定に依存)</li> </ul> <p>2. ペンション取得者の観点から：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 個々の銀行業務の形態についての包括規定の回避 (KWG §§13-18)</li> <li>一 貸借対照表金額の増加 (反対給付のための特定の決済勘定に依存)</li> </ul> <p>II. 非真性ペンション取引</p> <p>1. ペンション提供者の観点から：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ドイツ連邦銀行の支払準備条項の回避</li> <li>一 資金流動性原則IIおよびIIIの免除</li> <li>一 金融制度法第12条1項の構成規準の免除</li> <li>一 いわゆる“ウィンドー・ドレッシング”の補助</li> <li>一 期間成果への影響             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簿価とより低い引渡価格との差額での秘密積立金の設定による</li> <li>・ 簿価とより高い引渡価格との差額での秘密積立金の取崩しによる</li> </ul> <p style="text-align: center;">(ただし、最高限、歴史的取得原価まで)</p> </li> <li>一 不健全な内容のポジションを表示することを回避</li> </ul> <p>2. ペンション取得者の観点から：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貸借対照表金額の増加 (反対給付のための特定の決済勘定に依存)</li> <li>一 資金構成の外見上の改善 (例えば、有価証券ポジションや信用取引ポジションの強化)</li> </ul>
---

G. Waschbusch, a. a. O., S. 179.

上にみたように、ドイツの文献においてもペンション取引の決算政策上の多様な利用可能性が指摘されている。確かにペンション取引は、その契約内容のいかんによって“echte”にも“unechte”にも容易に転換しうる、それ故に極めて弾力的な形成が可能な取引である。端的には、ペンション取得者が財産対象物をペンション提供者に返還することが義務であるか、それとも単に権利であるかによって“真性ペンション取引”か“非真性ペンション取引”のいずれかになる。その意味で、両者の間には万里の長城はない。ここに、ペンション取引が「商法上の年度決算書政策の行動変数」として現実に利用しうる可能性と、それによる年度決算書上の「財産、財

務および収益状態の意図的な変更」のための多様な可能性を胚胎せしめているとみることができる。

## 5. ペンション取引会計の意味—むすびにかえて—

現代会計を特徴づけている基本的属性は、なにより会計記録の対象たる取引事象がひとつの「論理」的構成物として形成されるところにある。会計上の取引は、いまや企業の経済活動に即して、客観的に発生する対象としてではなく、論理によって“事象形成”(Sachverhaltsgestaltung)された擬制的な構成物として立ち現われているのである。それ故に取引の内容は、複雑かつ変転自在なものとして形成されうる。そうした多様な形成可能性(vielfältige Gestaltungsmöglichkeit)をもつ取引の典型が本稿におけるペンション取引に他ならない。

すでにみたように、ペンション取引は、法的には有価証券などの財産対象物を直物価格で売却する契約と同時に、一定期間後にこれを先物価格で買戻す契約を締結する、いわば買戻し条件付き売買取引として形成される取引である。そこでは、直物売却取引と先物買戻し取引とを一体の取引単位とする資金の貸借取引として合理づけられる。例えば、真性ペンション取引の場合、ペンション提供者が資金借入れの担保として有価証券をペンション取得者に差し入れ、一定期間後、それを予め約定した価格で買戻す義務(引取義務)を負うとしたとき、財産対象物に対する事実上の支配権はペンション提供者の側にあるとして、ペンション提供者はその貸借対照表の積極側にこれを引き続き計上し、同時に引取義務を債務として消極側に表示する。それは、財産対象物の法的所有権はペンション取得者に譲渡されるが、実質的には財産対象物の経済的帰属・所有権は依然、ペンション提供者の側にあるとする、いわゆる経済的観察法の論理である。転じて、非真性ペンション取引の場合、ペンション取得者の側に財産対象物の返還選択権があることから、法的所有権とともに経済的所有権もペンション

取得者に帰属しているとして、ペンション対象物の貸借対照表計上はペンション取得者の側で行なうものとする。ここで留意すべきは、1990年の商法典改正において、問題の第340b条とともに、第246条1項に第2,3文を追加して、商法上、一般規定の上で経済的観察法の定着をはかった点である。第246条1項のこの部分は、明らかに「銀行貸借対照表指令法の枠内で転換した」<sup>35)</sup>規定である。

いわゆる経済的観察法の論理をもって、貸借対照表処理のあり方が擬制されるペンション取引は、いわば取引そのものが契約によって自在に“事象形成”されることとあわせて、そこからの会計的效果および意味の多様な展開を可能にする点で重要である。すなわち、ここではまず、「取引」が会計記録の対象としてその出発点において、仕訳を通じて初めて認識される以前に、すでに決算目的と決算効果を予定し、これに合わせて目的適合的に形成される点である。その上で、例えば、真性ペンション取引の場合でいえば、財産対象物の経済的・実質的所有者と擬せられるペンション提供者は、取引開始日に貸借対照表に計上された先物価格での買戻し価格と、契約時での直物価格による売却価格との差額を、債務・借入金に対する支払い利息相当額として合理づけることで、成果作用的な決算効果をつくりだすことができる。

また、非真性ペンション取引の場合では、財産対象物の返還権はペンション取得者の側にあるため、財産価値に関わるリスクはもっぱらペンション提供者が負うべきことから、引渡価格と返還価格との差額(リスク)に相当する金額で、これを「未履行の引取義務に対する引当金」として計上することができるし、さらに決算日に買戻しを仮定して、ペンション対象物を低い時価に減額するために、未履行の引取義務に対する引当金が不十分である場合は、ペンション提供者は「未履行取引から発生するおそれのある損失に対する引当金」を設定することができる。いうまでもなくこれ

---

35) J. Krumnow/W. SpriBler u. a., a. a. O., S. 78.

は、慎重原則からする予測可能な損失の成果作用的な見越計上に他ならない。

ここにベンジオン取引の多様な目的と決算政策的な利用可能性があるともみなければならない。1990年のドイツ商法典改正における第340b条は、何よりこうした会計的意味をもつ、現代会計の典型的な実務・ベンジオン取引会計を商法規定の上で合法化したものとみることができよう。